鳥取県告示第179号

平成元年鳥取県告示第685号(屋外広告物に係る禁止地域等の指定について)の一部を次のように改正し、平成 22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後 改正前

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。 のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、 条例第7条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり 事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。

1 略

- 2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域 2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域 は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地 域(倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望で きる場所

| | 路線名 | 区間 |
|---|-------|-------------------|
| | 高速自動車 | 県内全線 |
| | 国道中国横 | |
| | 断自動車道 | |
| | 岡山米子線 | |
| | 高速自動車 | 県内全線 |
| | 国道中国横 | |
| | 断自動車道 | |
| | 姫路鳥取線 | |
| • | 略 | |
| | 一般国道 | 岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 |
| | 178号 | 651-14地先から同町大字牧谷字 |
| | | 砂濱690-128地先まで |
| | | 岩美郡岩美町大字陸上字下向山 |
| | | 312地先から兵庫県との県境まで |

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。 以下「条例」という。) 第2条及び第3条の規定に基づ|以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、 き、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を一広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置 設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のと おり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例 第7条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり 課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事 課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事 務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合 務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合 事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。

1 略

- は、次に掲げる地域とする。
- (1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地 域(倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望で きる場所

| 路線名 | 区間 | | |
|---------|-------------------|--|--|
| 高速自動車 | 県内全線 | | |
| 国道中国横 | | | |
| 断自動車道 | | | |
| 岡山米子線 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 略 | | | |
| 一般国道178 | 岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 | | |
| 号 | 651-14地先から同町大字牧谷字 | | |
| | 砂濱690-128地先まで | | |
| | | | |
| | | | |

略

(2) 略

3及び4 略

- は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除く。)と する。
- (1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、 1,000メートル以内の地域で当該道路から展望で きる場所

| 路線名 | 区間 |
|---------|-------------------|
| 高速自動車 | 県内全線 |
| 国道中国横 | |
| 断自動車道 | |
| 岡山米子線 | |
| 高速自動車 | 県内全線 |
| 国道中国横 | |
| 断自動車道 | |
| 姫路鳥取線 | |
| 略 | |
| 一般国道 9 | 略 |
| 号 | 鳥取市気高町八東水字鶴木谷755 |
| | - 1 地先から同市青谷町字阿がき |
| | 295-1地先を経て東伯郡湯梨浜 |
| | 町はわい長瀬字又四郎開1821-1 |
| | 地先まで |
| 一般国道178 | 岩美郡岩美町大字陸上字下向山 |
| 号 | 312地先から兵庫県との県境まで |
| 略 | |

(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地 域(倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望で きる場所

| 区間 |
|-------------------|
| |
| 全線 |
| |
| 八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861 |
| 地先から鳥取市河原町高福字長通 |
| り780地先まで |
| |
| |

 $(4)\sim(6)$ 略

略

(2) 略

3及び4 略

- 5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域 5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域 は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除く。)と する。
 - (1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、 1,000メートル以内の地域で当該道路から展望で きる場所

| 路線名 | 区間 |
|--------|-------------------|
| 高速自動車 | 県内全線 |
| 国道中国横 | |
| 断自動車道 | |
| 岡山米子線 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 略 | |
| 一般国道 9 | 略 |
| 号 | 鳥取市気高町八東水字鶴木谷755 |
| | -1地先から同市青谷町字阿がき |
| | 295-1地先を経て東伯郡湯梨浜 |
| | 町はわい長瀬字又四郎開1821-1 |
| | 地先まで |
| | |
| | |
| 略 | |

- (2) 略
- (3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地 域(倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望で きる場所

| 路線名 | | 区 | 間 | |
|-------|----|---|---|--|
| 略 | | | | |
| 県道若葉台 | 全線 | | | |
| 東町線 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 略 | | | | |

 $(4)\sim(6)$ 略